イ　平成17年４月１日以降の業務実績とは、平成17年４月１日以降に業務の契約履行が完了した設計業務（第一次審査資料の提出期限の日現在）の実績をいう。なお、海外の実績及び協力事務所として携わった実績についても条件を満たしていれば実績として記載できる。

ウ　携わった実績については、次のエのうち、管理技術者並びに総合主任担当技術者にあっては(A)の、構造主任担当技術者にあっては(B)の、電気設備主任担当技術者にあっては(C)の、機械設備主任担当技術者にあっては(D)の項目に該当する実績を有していること。

エ　実績要件

(A)　管理技術者、総合主任担当技術者

次のａ．からｅ．までのすべてを満たす建築物の新築又は増築（増築にあっては増築部分）の基本設計及び実施設計業務

ａ．構造　鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造

ｂ．規模　１棟で延べ面積10,000㎡以上

ｃ．階数　地上７階以上かつ地下１階以上

ｄ．用途　庁舎、事務所、類似施設又は、これらのいずれかを含む複合用途施設

庁舎とは、国又は地方公共団体の施設で一般事務に供される施設のことをいい、類似施設とは、事務室（上級室を含む）、会議室、研修室、人文科学系の研究室及びこれに類する室の床面積の合計面積（これに付随する共用部分の床面積を含む。）が当該施設の延べ面積の過半を超える施設を指すものである。

複合用途施設は、庁舎、事務所、類似施設の用途に係る部分の床面積の合計が、当該施設の過半を占める場合は、当該施設全体の面積を「延べ面積」の算定対象とし、それ以外の場合は、これらの用途部分の床面積を「延べ面積」の算定対象とする。

増築の場合、「延べ面積」を「増築部分の床面積の合計」と読み替える。

ｅ．上記ａ．からｄ．までは同一業務の実績であること。

(B)　構造主任担当技術者

次のａ．からｆ．までのすべてを満たす建築物の新築又は増築（増築にあっては増築部分）の基本設計及び実施設計業務

ａ．構造　(A)ａ．に同じ

ｂ．規模　(A)ｂ．に同じ

ｃ．階数　(A)ｃ．に同じ

ｄ．用途　(A)ｄ．に同じ

ｅ．上記ａ．からｄ．までは同一業務の実績であること。

ｆ．工事種目　上記ｅ．の実績のほか、構造躯体に制振構造又は免震構造を有する鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物の実績（新築、改修いずれも可）があること（上記ｅ．と同一業務の実績でなくてもよい。）。

(C)　電気設備主任担当技術者

次のａ．からｃ．までのすべてを満たす建築物の新築又は増築（増築にあっては増築部分）の基本設計及び実施設計業務

ａ．規模　(A)ｂ．に同じ

ｂ．用途　(A)ｄ．に同じ

ｃ．上記ａ．からｂ．までは同一業務の実績であること。

(D)　機械設備主任担当技術者

次のａ．からｃ．までのすべてを満たす建築物の新築又は増築（増築にあっては増築部分）の基本設計及び実施設計業務

ａ．規模　(A)ｂ．に同じ

ｂ．用途　(A)ｄ．に同じ

ｃ．上記ａ．からｂ．までは同一業務の実績であること。

オ　管理技術者及び各分担業務分野の主任担当技術者は、それぞれ１名とし、互いに兼務することは認めない。また、第一次審査資料提出時点において、管理技術者又は各主任担当技術者を決定できないことにより、複数名の候補者をもって第一次審査資料を提出することは支障ないが、いずれの候補者についても上記アからエまでの要件を満たしていなければならない。

(4)　建設企業の参加資格要件

応募者を構成する企業のうち建設業務を実施する者（以下「建設企業」という。）は、次の①から⑤までの要件を満たすこと。

①　建築工事、電気設備工事及び暖冷房衛生設備工事に携わる建設企業は、国土交通省大臣官房官庁営繕部の平成31・32年度における建築工事、電気設備工事又は暖冷房衛生設備工事に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定をそれぞれ受けていること（会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、国土交通省大臣官房官庁営繕部長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

②　次のアからウまでの各工事に携わる建設企業は、国土交通省大臣官房官庁営繕部の平成31・32年度における一般競争（指名競争）参加資格の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が、それぞれアからウまでに示す点数以上であること（上記①の再認定を受けた者にあっては当該再認定の際の経営事項評価点数が、それぞれアからウまでに示す点数以上であること。）。

ア　建築工事　1,200点以上

イ　電気設備工事　1,100点以上

ウ　暖冷房衛生設備工事　1,100点以上

③　建設業務を複数の建設企業が分担して行う場合は、いずれの建設企業においても担当する工事において上記①及び②に示す要件を満たしていること。

④　次のアからエまでのいずれかの実績を有していること。なお、当該実績が国土交通省大臣官房官庁営繕部（旧建設大臣官房官庁営繕部を含む）又は地方整備局所掌の工事（旧地方建設局所掌の工事を含み、港湾空港関係を除く。）に係る施工実績にあっては、評定点合計（工事成績評定通知書の記４．成績評定①の評定点（評定点が修正された場合にあっては、修正評定点）をいう。）が65点未満のものを除く。ただし、請負代金額が500万円未満の工事は除く。

ア　平成17年４月１日以降、第一次審査資料の提出期限の日までに元請けとして完成・引渡しが完了した、次の(A)から(C)までの要件を満たす工事（以下「同種工事の実績」という。）の施工実績を有すること（甲型共同企業体構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のもの、乙型共同企業体構成員としての実績は、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事のものに限る。）。ただし、記載した同種工事の施工に携わったことが確認できる工事に限る。

(A)　工事種別　建築工事

次のａ．からｅ．までの要件を全て満たす工事（建築物の建築一式（躯体、外装、内装の全てを含む新築又は増築（増築にあっては増築部分とする。））工事）の施工実績を有すること。

ａ．構造　鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造

ｂ．規模　１棟で延べ面積10,000㎡以上

ｃ．階数　地上７階以上かつ地下１階以上

ｄ．用途　(3)⑧エ(A)ｄ．に同じ

ｅ．上記ａ．からｄ．までは同一工事の施工実績であること。